

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」新旧対照表

旧	新
<p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第11条 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を、非課税上場株式等管理契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合及び特定累積投資勘定に係る非課税累積投資契約により特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には契約締結の際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、特定累積投資勘定に係る非課税累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>なお、お客様から特にお申出がない場合、若しくは特定累積投資勘定に係る非課税累積投資契約の場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分及び過去の年分の累積投資勘定又は特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、その超過分に係る上場株式等は、特定口座又は一般口座による買付けとさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。</p>	<p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第 11 条 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を、非課税上場株式等管理契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合及び特定累積投資勘定に係る非課税累積投資契約により特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には契約締結の際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、特定累積投資勘定に係る非課税累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、120 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額（分配金再投資による上場株式等の取得対価の額を含みます）が240万円を超える場合には、その超過分に係る上場株式等について、若しくは特定累積投資勘定に係る累積投資契約の場合において、分配金再投資その他による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、その超過分に係る上場株式等について、特定口座又は一般口座による買付けとさ</p>

旧	新
<p>2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。</p> <p>附則 この約款は、令和6年1月1日より適用させていただきます。</p>	<p>させていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。</p> <p>3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託（特定非課税管理勘定に受入れることのできるものに限ります）の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。</p> <p>4 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。</p> <p>附則 この約款は、令和7年1月1日より適用させていただきます。</p>